

## 第19期 研修講師養成「中央実習」開催要項

1. 目的 御同朋の社会をめざす運動(実践運動)推進のため、「念仏者の生き方」をもととして、必要な教学、差別をはじめとする現代の諸課題を学び、話し合い法座を实践し、連研の企画運営、さらには各種研修会において一人ひとりの苦悩に応えることのできる幅広い講師の養成、充実を図る。
2. 開催期間 2018(平成30)年度より2020(平成32)年度までの3ヶ年度間
3. 開催期日 [1年次] 第1回 2018(平成30)年 6月13日(水)～15日(金)  
[1年次] 第2回 2018(平成30)年 12月11日(火)～14日(金)  
[2年次] 第3回 2019(平成31)年 6月11日(火)～14日(金) 予定  
[2年次] 第4回 2019(平成31)年 12月10日(火)～13日(金) 予定  
[3年次] 第5回 2020(平成32)年 6月 9日(火)～12日(金) 予定  
[3年次] 第6回 2020(平成32)年 12月 8日(火)～11日(金) 予定  
※開催期日については、2年次以降は予定であり、変更の場合があります。  
※第4回については、築地本願寺にて開催予定
4. 会場 聞法会館及び各現場実習会場
5. 募集人数 40名
6. 実習費 1回の実習につき、¥20,000.- (@20,000×6回)  
※各回の実習受付時に徴収。
7. 実習内容 (1)教学、差別をはじめとする現代の諸課題の学び、並びに話し合い法座の实践、その他  
(2)現場実習  
※各自、事前に日程調整をし、2年次及び3年次に出向すること  
①「門徒推進員中央教修」への出向  
②各組開催の、「連研」、「御同朋の社会をめざす運動推進協議会」及び「御同朋の社会をめざす運動推進僧侶研修会」への出向  
③その他  
同和問題に取り組む宗教教団の連帯会議(「同宗連」)基礎講座等参加
8. 実習課題 実習にあたり、次のレポートを提出すること  
(1)願書提出時の出願レポート(1,200字程度)  
(2)年度修了時の年次課題レポート(4,000字程度)  
(3)現場実習(「門徒推進員中央教修」を除く)出講レポート(800字程度)  
(4)その他、必要に応じたレポート
9. 応募資格 2018(平成30)年4月1日現在、年齢が25歳以上45歳未満の教師で、所属教区の教務所長並びに「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会(以下、「教区委員会」という。)委員長が推薦する者。また、3ヶ年度間連続して受講可能で、指定された課題を履修可能な者。なお、研修講師名簿に登録されている者は除く。
10. 応募方法 所属教区教務所長並びに教区委員会委員長の推薦を得て、下記書類(所定の用紙に限る)を完備のうえ、門信徒教化部へ提出する。

- (1) 受講願
- (2) 履歴書
- (3) 出願レポート3部 [400字詰め原稿用紙縦書3枚・複写可]

《出願レポートテーマ》

ご親教『念仏者の生き方』において

「今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。」

とお示しいただいております。これをうけて、念仏者として自らの宗教性をとおして思いを述べよ。

11. 募集締切 2018(平成30)年3月30日(金)：門信徒教化部必着
12. 選考方法 提出書類の精査、出願レポートの審査を行い、実習生を決定する。
13. 待遇
  - (1) 名簿登録について
    - ① 採用され、誓約書を提出した者は「中央実習生」に登録する。
    - ② 出欠状況を勘案のうえ、1年次修了をもって「研修指導員」に、2年次修了をもって「研修講師補」に登録する。
    - ③ 全課程修了者は門信徒教化部備付の「研修講師名簿」に登録し、当該教区教務所長並びに教区委員会委員長に通知する。
    - ④ 「研修講師名簿」に登録された者は、御同朋の社会をめざす運動推進者の自覚のもと、組連研、門徒推進員中央教修等、各種研修会に講師、スタッフとして積極的に参画するものとする。
  - (2) 経費について
    - ① 中央実習（第1回～6回各回）受講にかかる交通費は、往復交通費が3万円を超過する場合に限り、その超過額を宗派より支給する。  
また、中央実習期間中の宿泊費・食費は宗派が負担する。
    - ② 本山での各種研修会（門徒推進員中央教修等）への出向については、往復交通費を支給する。また、当該期間中の宿泊費・食費は宗派が負担する。
    - ③ 組連研等各現場実習出向・その他にかかる交通費、その他の経費は実習生負担とする。
  - (3) 欠席について
    - ① 各回とも全日程の履修をもって出席と認める（遅参・早退不可）。
    - ② 実習生本人の病気及び親族の葬儀等、やむを得ない事情に限り、1回の欠席を認める。その場合は、次期開催の中央実習を1回補講として受講する。なお妊娠・出産・産褥期についてはこの限りでない。
    - ③ 欠席者は、指定された欠席レポートを提出する。
    - ④ 妊娠・出産・産褥期については、これを欠席扱いとせず、欠席レポートも求めない。その場合は本人の申し出により最大2期の補講をもって研修を終了することができるものとする。
    - ⑤ 2年次及び3年次の現場実習への欠席は原則として認めない。
  - (4) その他
    - ① 許可なく中央実習を欠席、または理由なくレポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。
    - ② 3年次修了時の年次課題レポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。

以上